

# 熊本総合医療リハビリテーション学院友志会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、熊本総合医療リハビリテーション学院（以下、「学院」という。）友志会と称す。

(所在地)

第2条 本会の所在地は、熊本市東区小山2丁目25-35とする。

(設立年月日)

第3条 本会の設立年月日は、平成22年4月1日とする。

(目 的)

第4条 本会は、学生の学院内外における諸活動への参加・協力、自主的活動を促進することにより、学生生活の向上と学生相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。なお、活動にあたっては本会則に基づき、学生の責任ある自治運営とする。

- (1) 新入生対面式及び歓迎会の企画・運営
  - (2) 体育祭の企画・運営
  - (3) 友志祭の企画・運営
  - (4) 学院の広報活動への協力
  - (5) 学院内外の環境整備
  - (6) クラブ活動の円滑な運営支援
  - (7) 同窓会との交流
  - (8) その他
- 2 前項の事業を円滑に行うため、本会に体育委員会、文化委員会、広報委員会、整備委員会を置く。
  - 3 本会の事業年度は、1月1日から12月31日までとする。

## 第2章 会 員

(会 員)

第6条 本会の会員は、本学の学生とする。

(入退会)

第7条 学生は、本学への入学と同時に会員となる。

- 2 会員は、本学を卒業または離籍をもって退会となる。

(会 費)

第8条 本会の事業費は、後援会からの補助金、その他の収入をもってこれに充てることとし、会費は徴収しない。

## 第3章 役 員

(種 別)

第9条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 会計 2名
  - (4) 監査 若干名
- 2 各委員会に委員長1名、副委員長4名をおく。(4委員会、計20名)
  - 3 前項の役員(ただし、監査を除く)及び各委員会委員長、副委員長は、各学科代表者による互選にて選出する。
  - 4 監査は、会長が別途指名する。

(職 務)

第10条 会長は、本会を代表して会務を総括する。また、次の職務を行う。

- (1) 活動事業計画書、活動事業報告書の作成
- 2 副会長は、会長を補佐して次の職務を行う。また、会長に事故あるときはその職務を代理する。
    - (1) 会議の議事録の作成
    - (2) 同窓会との交流に関する業務
  - 3 会計は、本会の会計事務を処理する。また、次の職務を行う。
    - (1) 予算書、決算書の作成
    - (2) 本会の備品の管理
  - 4 監査は、本会の会計事務を監査する。
  - 5 委員長は、当該委員会を代表して委員会活動を総括する。
    - (1) 体育委員会は、体育祭を企画し運営する。また、クラブ活動(体育系)の窓口となる。
    - (2) 文化委員会は、友志祭を企画し運営する。また、クラブ活動(文化系)の窓口となる。
    - (3) 広報委員会は、オープンキャンパス及び学院ホームページ等の広報活動に協力する。
    - (4) 整備委員会は、学院内外の環境整備をととして社会貢献する。
  - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(任 期)

第11条 役員及び委員長、副委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

(その他の機関)

第12条 本会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は、会長が役員会の議決を得て委嘱する。
- 3 相談役は、会長の諮問に応じて、会長に助言する。

## 第4章 会 議

(種 別)

第 13 条 会議は、役員会及び合同会議とする。

(役員会)

第 14 条 役員会は、第 9 条で定める役員をもって構成する。

2 役員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 事業計画及び報告
- (2) 予算及び決算
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 会則及びクラブ会則の改廃
- (5) その他本会の事業・運営に関する事項

3 議案の議決は構成員の過半数の賛成でこれを決する。

(合同会議)

第 15 条 合同会議は、第 9 条で定める役員及び第 5 条の事業を推進する委員会の委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 合同会議は、各事業の企画・運営について審議する。

3 議案の議決は構成員の過半数の賛成でこれを決する。

(事業及び決算報告)

第 16 条 会長は、毎事業年度終了後に事業報告書、決算書を作成し、監査を経て会員に報告しなければならない。

## 第 5 章 会 計

(会計)

第 17 条 会計は、会計に関する帳簿等を整備しなければならない。なお、本会に備える帳簿は電磁的方法による記録とすることができる。

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、1 月 1 日から 12 月 31 日までとする。

附則

本会則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本会則は、平成 31 年 2 月 14 日から改正施行する。このことにより、平成 22 年 4 月 1 日施行の「友志会選挙規程」は廃止する。

附則

本会則は、令和 3 年 12 月 22 日から改正施行する。